

【総 則】

第1条 表記件名について、表記契約金額をもって、表記契約期間内に、表記履行場所において履行する。

【契約保証金】

第2条 足立区契約事務規則第46条第2項第5号により免除する。

【検 査】

第3条 納入物件は足立区の定める検査に合格したものでなければならない。検査に不合格になった場合は、すみやかにその物件を引き取り、手直しまたは引換等によりこの契約に適合した物件を納入しなければならない。

2 前項において、手直しまたは引換等が完了したときは、再度検査を受けなければならない。

3 事業者は、検査に立会わなければならない。立会わなかった場合には、検査の結果について異議の申し立てはできない。

【支払条件】

第4条 足立区の検査に合格後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に足立区の指定する金融機関において支払う。

【遅延違約金】

第5条 契約期間内に契約が履行されない場合は、延滞日数に応じて契約金額に年3.1%を乗じて得た額を違約金として、契約金額と相殺する。ただし、違約金の額が100円未満であるときは、違約金を免除し、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

【契約解除】

第6条 事業者が次の各号の一に該当する場合は、足立区は何ら催告を要さずにこの契約を解除することができる。

- (1) 事業者の責に帰する事由により期間内に契約を完了しないとき、また完了の見込みがないとき。
- (2) 契約の解除を申し出たとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。
- (4) 前各号のほかこの契約条項に違反したとき。

2 第1項の規定により契約が解除された場合において、足立区に生じた損害を、事業者は賠償する責任を負う。

【契約解除に対する違約金】

第7条 契約を解除するときは、契約金額（履行部分がある場合は、契約金額から履行部分の代金を控除した額）の100分の10に相当する金額を足立区に支払う。ただし、正当な理由によって、契約の解除を申し出た場合は、本条を適用しないことがある

【契約変更】

第8条 契約内容に変更の必要があるときは、双方協議のうえ変更することができる。

【瑕疵担保責任】

第9条 納入物件の品質不良・変質・数量の不足その他の隠れた瑕疵については、別に定める場合を除き、検査合格の日から一年間、その補修・引換もしくは補足または損害賠償の責任を負う。

【危険負担】

第10条 検査合格前に生じた損害は、すべて事業者が責任を負う。

【損害賠償】

第11条 この契約について足立区または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

【権利義務の譲渡・担保の禁止】

第12条 この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできない。ただし、足立区の承諾を得たときはこの限りでない。

【委任の禁止】

第13条 この契約の全部または主要な部分を一括して第三者に委任することはできない。ただし、足立区の承諾を得たときはこの限りでない。

【秘密保持】

第14条 この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

【印刷製本契約の場合】

第15条 この契約により生じる印刷物の著作権は、別に定める場合を除き、足立区に帰属する。

2 交付された原稿等は、印刷物の納入と同時に返還しなくてはならない。

3 仕様書に基づき、速やかに工程表を作成し足立区に提出しなければならない。ただし、足立区が必要ないと認める場合は除く。

【賃貸借・成果物のない委託契約の場合】

第16条 賃貸借契約及び成果物のない委託契約については、第9条の規定は、これを適用しない。

【疑義の協議】

第17条 この定めおよび仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、またはこの定めもしくは仕様書等に定めのない事項については、足立区と協議のうえ定める。

【足立区契約事務規則の遵守】

第18条 この定めのほか、足立区契約事務規則を遵守しなければならない。